

4 女性に対する人権侵害に関する取組

(1) 相談事業

女性総合相談「女性ホットライン」事業

茨城県神栖町企画部企画課

(H17. 4. 1 現在人口 50,088 人)

TEL 0299-90-1111

FAX 0299-90-1112

メールアドレス

ホームページ

kikaku@city.kamisu.ibaraki.jp

<http://www.city.kamisu.ibaraki.jp/>

○ 目的・概要

近年、社会情勢が著しく変化して、女性を取り巻く環境も大きく変わり、多くの女性がさまざまな問題を抱えています。

神栖町は、平成 17 年 8 月 1 日隣接する波崎町と合併し、新市である神栖市が誕生しました。

旧神栖町では、平成 13 年度に実施した「男女共同参画社会町民意識調査」の分析結果で、夫や親しい人から暴力を受けている女性被害者の潜在事実が判明しました。

これら被害者への対応については、暴力の実態が表面化した時点で緊急を要するケースが多いこと、また、男女共同参画社会を実現するうえでは、障壁となっている女性に対する暴力問題を解決し、被害女性の人権尊重を図らなければならないことなどから、町内の女性団体の連携を仰いで、平成 15 年 6 月より神栖町女性総合相談「女性ホットライン」事業を開設しました。

○ 特徴

相談事業は、原則、行政（企画課）における予約制とし、毎月 2 回開催される「定例相談」とともに、「臨時相談」についても、随時受付をしています。

また、市民からの受付ばかりでなく、居住地域の市町村では相談できない、相談しにくいという女性の声に応えるために、近隣市町村の女性からの相談にも対応をしています。

神栖市には、男女共同参画社会を実現するために、寸劇や朗読劇で出前公演を行ないながら、DVを始め児童・高齢者虐待等、あらゆる暴力の防止や啓発活動を実践している神栖市女性団体連絡会所属の団体がありますが、夫や親しい人から暴力を受けている女性被害者の潜在事実が分かったときに、その団体メンバーが相談も行えるということから、メンバー 6 名が交替で当たっています。特に、迅速さが要求される緊急的な「臨時相談ケース」にも十分な対応が図られています。

○ 実施にあたって留意・工夫した点

女性総合相談「女性ホットライン」事業の開設は、DV防止法が成立して 2 年が経過した後でありましたが、その時点においてもDV問題が人権に関わる大きな問題であることや、DVそのものについての理解も不十分であったことから、その認識とともに一人でも多くの被害女性を顕在化させるために、平成 15 年度末には相談事業のPRを兼ねたDVに関する啓発用チラシを作成し、新聞折り込みで町内全域に配布しました。

また、被害女性が手軽に携帯することができるように、相談事業概要を掲載したポケット版チラシを町内公共施設の窓口等に設置しました。

現在の定例的な広報手段としまして、毎月 1 日と 15 日発行の市報を利用し、開設日のPRに努めるとともに、相談者や相談内容の守秘義務については、言うまでもなく相談員共通留意点の一つとして、特に厳守しています。

○ 平成 17 年度における予算額・従事する職員数

予 算 : 360,000円

従事する職員数 : 0.5名

○ 取組による効果、参考データ等

相談事業に女性団体が当たっているという点で、その団体にとっては、活動の活性化が図られるとともに、構成員であるメンバーにおいては、今後男女共同参画社会の実現に向け、地域推進リーダーとしての活躍が期待できます。

また、さまざまな広報手段をとることで、一般市民はもとより、特に潜在しているDV等女性被害者へ

の効果的な啓発が可能となり、年度を追うごとに相談件数が増加してきています。

なお、過去の相談実績については下記のとおりです。

※平成 15 年度実績

・面接相談 12名 20件
・電話相談 10名 30件
(うちDV相談 10名 31件)

※平成 16 年度実績

・面接相談 17名 55件
・電話相談 21名 84件
(うちDV相談 20名 90件)

○ 今後の課題・方向性

平成 17 年 8 月 1 日の合併により、対象地域が拡大したことから、総合相談事業を利用する女性の増加が見込まれます。

このため、専門相談員の人材確保とともに、関係機関と連携・協力し、被害者に対する自立支援体制をさらに充実する必要があります。

また、相談内容の大部分を占めるDV問題については、昨年 12 月のDV防止法の改正によって、市町村においても自らが設置する適切な施設で「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を果たすことができるようになったことから、総合的・専門的窓口として実際に機能していくための位置付けを検討するとともに、暴力が重大な人権侵害であり、許されないことであるとの意識希薄を改めるための啓発を継続的に行うために、問題に対する社会的認識を高める施策をさらに充実する必要があります。

・啓発用チラシ（ポケット版）

表 面

神橋町女性総合相談
女性 ホットライン

ひとりで悩んでいませんか？
女性のための悩み事などに面談や電話による
相談をお受けしています。



毎 月 第1・3火曜日 午後1時～4時
(原則予約制ですが、随時受付しています)

相談専用電話 **0299(91)1236**
(毎月、第1・3火曜日、相談時間内で開設しています)

予 約 電 話 **0299(90)1120**
(年末年始を除く、平日9時～17時の間で受付しています)

神橋町女性ホットライン委員会

裏 面

たとえば…DVは女性の人権侵害です。

暴力はあなたが悪いからではありません。

暴力はあなたの努力で治るものではありません。

暴力はお酒やストレスのせいではありません。

相手の感情や行動にあなたが責任をとる必要はありません。

暴力はエスカレートします。

あなたは独りぼっちではありません。

あなたがどうしたいかを考え、私達に話してください。

ドメスティックバイオレンス (Domestic Violence=DV)

夫や恋人・パートナーなど「密接な」関係にある男性から女性に対して
ふるわれる暴力のことを言います。

女性困りごと相談室の開設

埼玉県新座市企画総務部自治振興課

(H17. 4. 1 現在人口 152, 527 人)

TEL 048 - 477 - 1111 内線 1054

FAX 048 - 479 - 2225

メールアドレス niiza@city.niiza.saitama.jp

ホームページ <http://www.city.niiza.saitama.jp>

○ 目的・概要

当市では、平成12年7月1日に施行された新座市男女共同参画推進条例第14条「市は、市民が性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合の相談を受けるために窓口を置くものとする」に基づき、平成12年10月1日に県下で初めて「女性困りごと相談室」を開設した。

家庭児童相談室等の相談窓口で、ドメスティック・バイオレンス等、女性からの相談が多く寄せられていた経緯があったことから、離婚問題、夫からの暴力、家庭の問題、セクハラ等の悩みを抱え、一人で苦しんでいる女性が身近に相談できる窓口を常設した。市民が性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害されることがないように支援を行っている。

また、寄せられた相談の内容に応じて、庁内の関係課や警察、保健所といった外部関連機関と連絡調整を行っている。

○ 特徴

女性困りごと相談室は「どこに相談していいかわからない」という相談に対しても、まずは受容的に話を聞き、必要な助言や関係機関への橋渡しを行う、いわば交通整理のような役割を持っている。

そのため、決して相談室で解決しようというのではなく、悩みを持った市民の方々が気軽に立ち寄れる、あるいは心の拠り所となる相談室を目指している。

開設当初は、家庭児童相談員や主任児童委員などを経験した相談員2名による、平日の午前9時から午後5時までの体制で行っていたが、平成14年度からは相談員を1名増員するとともに、毎月第2土曜日にも東武東上線志木駅前の男女共同参画推進プラザで相談を開始するなど、相談体制の充実を図った。

また、法律的な相談に対応するため、市民相談として実施している「法律相談」と連携を図っているが、男性弁護士には話しづらい、相談しにくいという女性も多いため、女性困りごと相談室の開設に併せて、女性弁護士による「女性法律相談」を月2回新設した。

あわせて、一般法律相談の回数を月4回から月6回に増やすことにより、利用者の増加にも対応した。

(女性困りごと相談日) 月～金曜日 午前 9時～午後5時(市役所)

第2土曜日 午前10時～午後6時(男女共同参画推進プラザ)

○ 実施にあたって留意・工夫した点

男女共同参画行政は企画課において推進してきたが、平成12年7月の男女共同参画推進条例の制定に伴い、男女共同参画行政推進組織及び相談窓口設置に係る次の問題点が生じた。

- ・ 条例制定に伴い専担の課又は係りの行政組織への位置付け
- ・ 市民が相談しやすい窓口の設置及び相談室の確保
- ・ 相談業務に精通した職員の配置
- ・ 相談受付要員の常置場所の確保
- ・ 法律相談などの他の相談業務との連携
- ・ スタッフ組織である企画課にとって、実務である相談業務はなじまない

これらの問題点を解決するため、平成12年に市民相談所管課である自治振興課に男女共同参画行政業務を移管した。併せて、同課内に女性困りごと相談室を設け、相談員常置場所及び相談室を有する専用の事務室を新設した。

また、相談員は男女平等意識を持ち、かつ、相談事務を行うために必要な熱意と識見を有するものを市長が委嘱している。

○ 平成17年度における予算額・従事する職員数

平成17年度予算額；3,658千円(報酬・研修費用等)

従事する職員数：室長(兼務)1名

女性困りごと相談員(非常勤特別職)3名

○ 取組による効果、参考データ等

(市役所開設分)

相談内容別にみると、平成16年度最も多かった相談は、金銭関係など「生活に関すること」が274件で、次に、「夫婦・恋人に関すること」の251件である。「夫婦・恋人に関すること」の中でも離婚問題が158件と最も多く、夫・恋人等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）に関する相談も36件あった。

また、関係機関との連携については、庁内が149件、庁外が12件で、そのうち法律相談との連携が54件と最も多かった。

年度	H13	H14	H15	H16
開設日数	245日	245日	246日	244日
面接相談	308件	301件	286件	242件
電話相談	466件	544件	543件	486件
合計件数	774件	845件	829件	728件
1日平均相談件数	3.2件	3.4件	3.4件	3.0件

○ 今後の課題・方向性

女性困りごと相談室の設置により女性相談総合窓口として幅広い問題に対して気軽に相談できる環境を作ることができた。また関係機関と連携を取ることで、迅速な対応を心がけている。

今後は、相談・連携体制をさらに充実させるとともに、問題が起きないように事前対策を行う必要がある。

相談室に寄せられる問題は、当市の現状を示すものである。夫・恋人等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）に関する相談が寄せられているということは当市としても見逃せない問題であり、このような問題が起こらないよう取り組む必要がある。

こうした現状を分析し、現在、策定作業を進めている「(仮称)第3次にいざ男女平等行動プラン」等に反映させ、対策を図る。

○ その他特記事項

市では、男女共同参画社会形成のために、平成6年度に第1次にいざ男女平等行動プランの策定をし、平成12年度には、県下初となる男女共同参画推進条例を制定した。平成13年度には男女共同参画都市を宣言、平成14年度には男女共同参画推進プラザ（にいざほっとぶらざ）の開設等、他市に先駆けた男女共同参画のまちづくりを推進している。

女性悩みごと相談

東京都羽村市企画部広域協働推進課 (H17. 4. 1 現在人口 56, 920 人)

東京都福生市福祉部社会福祉課 (H17. 4. 1 現在人口 61, 639 人)

(本件連絡先)

東京都羽村市企画部広域協働推進課

TEL 042-555-1111

(福生市 TEL 042-551-1511)

メールアドレス s101100@city.hamura.tokyo.jp

ホームページ www.city.hamura.tokyo.jp/

○ 目的・概要

女性の「性」と人権の尊重は、男女共同参画社会を形成していく上で克服しなければいけない重要な課題です。平成13年10月に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)にも、DVの防止及び被害者の保護に関して、地方公共団体の責務が謳われています。DVは女性に対する著しい人権侵害との認識も広がり、その防止が社会問題となっている中で、平成14年3月に策定しました「はむら男女共同参画推進プラン」(行動計画)でも、「女性相談窓口の設置」を平成16年度までに実施をめざす事業として挙げています。このような状況のなかで、羽村市では、福生市と共同で、「女性の性」に対する人権意識を高めること、女性が抱える様々な悩みに対する解決の糸口を探すため、適切な助言を行うことで、女性に対する人権侵害の予防や早期発見に寄与することを目的に、平成15年5月から「女性悩みごと相談」を開設しました。相談は、週に1回、第1・3・5水曜日は羽村市で、第2・4水曜日は福生市で行っています。

○ 特徴

女性悩みごと相談は、開設当時、すでに都内の多くの区市が開設していましたが(西多摩地区は未設置)、羽村市・福生市という広域的な連携のもと開設したことが大きな特徴です。平成15年度の実施に向けて行った「新規事務事業評価」で、相談者のプライバシー保護の強化と広域連携の面から福生市と共同実施、同時運用の検討が課題として寄せられ、両市の企画部門で開設に向けて検討を重ねました。もともと両市ともに比較的小規模な行政区画であり、JR青梅線で結ばれていて交通の便もよく、市民の利便性は高い状況にあります。人にはなかなか話せない、相談していることを他人に知られたくないという方も多いという女性相談の特殊性を考慮しますと、居住している市ではないところで相談することができ、相談者のプライバシーにもより配慮することができます。その結果、羽村市と福生市との間で「女性悩みごと相談の相互利用に関する協定」を結び、その中で実施細目を定め、両市の市民が両市の相談を相互に利用できる体制にしました。

○ 実施にあたって留意・工夫した点

相談業務に関わる相談員はDVやこころの相談にも適切に対応できる専門性が不可欠なため、豊富な経験・実績のある事業者へ委託しました(羽村市、福生市とも同一の事業者)。この相談は、週に1回なので、緊急性のある相談については、他の部署との連携が欠かせません。そのため、両市及び各市の母子自立支援員、生活保護の担当などと、適宜、連絡調整会議を開催し相談体制の充実を図っています。特に開設時期は、調整に時間を要しました。また、相談の主管も、羽村市は男女共同参画担当、福生市は社会福祉課と異なります。相談を委託している心理カウンセラーからは、担当が男女共同参画だけでなく福祉の関係者がいることも利点であると言われました。受付は市民にわかりやすいように、両市とも市民相談担当が行っています。

○ 平成17年度における予算額・従事する職員数

両市ともに、委託料で予算措置。

羽村市：517,000円

福生市：539,000円

○ 取組による効果、参考データ等

相談を担当している心理カウンセラーと母子自立員との連携も強化されている様子で、相談は順調に進んでいます。平成15年度(5月開設)・16年度ともに、総件数の約3割の方が居住地でない市で相談を受けているなど相互利用が図られています。

開設市	平成 15 年度	平成 16 年度
羽村市	開設日：25 日 件 数：40 件（うち福生市民 16 件）	開設日：25 日 件 数：56 件（うち福生市民 21 件）
福生市	開設日：21 日 件 数：48 件（うち羽村市民 9 件）	開設日：24 日 件 数：63 件（うち羽村市民 17 件）
合 計	開設日：46 日 件 数：88 件（うち相互利用者 25 件）	開設日：49 日 件 数：119 件（うち相互利用者 38 件）

○ 今後の課題・方向性

前記したように、当初週 1 回、3 枠の相談時間を設定していましたが、相談実績を考慮し、福生市では、平成 17 年度から、一日の相談枠を 1 枠増やし 4 枠にしました。

羽村市では、相談枠が充足していたので増やしていませんが、相談実績を考慮しながら、検討していきます。いずれにしても、相談者のプライバシー保護の強化に配慮しながら、今後も相互利用をはかり相談体制を充実させていくとともに、両市及び市役所内の連携を図っていきます。

また、この相談は、DV 被害の発生を防止するとともに、被害が潜在化しないように大きくならないように、さらには被害者のケアにも向けた取り組みとして行われています。相談内容は DV に限りませんが、フェミニスト・カウンセリングの理論と手法で行っていますので、この相談をとおして市役所内部の DV 被害者への支援など共通認識を図っていく事も課題であると考えます。

武生市男女平等オンブッド設置

武生市企画部市民活動推進課男女共同参画室

(H17.4.1 現在人口 73,997人)

TEL 0778-22-3668

FAX 0778-22-3629

メールアドレス ombud@city.takefu.fukui.jp

ホームページ http://www.city.takefu.fukui.jp

○ 目的・概要

平成14年9月より、男女共同参画社会をつくるため、市民からの苦情相談に応えるための監査役である男女平等オンブッドを設置した。オンブッドの職務としては、下記のようなことである。

- * 条例が正しく運用されているかどうかを公正・適切に監察する。
- * 市民や、事業者からの苦情や相談に応えるほか、男女共同参画推進のため、自己の発意により事案を取り上げ、調査し、市長に意見を述べる。
- * 男女共同参画推進の施策や、条例・規則などを、市民に定着させることや、市の関係機関に浸透させるため、積極的に機会を作り活動する。

○ 特徴

世界で最も男女平等が進んでいるとされる北欧—その北欧なみの男女平等のまち武生を目指し、民間から市までを対象に、苦情がなくても自ら調査し、問題点を指摘し、改善策を表明することができる独立機関として、条例制定時に、政策アドバイザーの提言をもとに設置した。

オンブッドとは、オンブズマンから男性を表す呼称（マン）を省いたものであるが、男女平等オンブッドの設置は武生市が初めてである。

○ 実施にあたって留意・工夫した点

オンブッドの選考に当たっては、広範囲の分野から選任している。現在2人の方に委嘱しているが、1人は法律相談に、もう1人は学識経験者として、労働省雇用均等・両立支援行政に携わった方に委嘱をしている。

また、性差による人権侵害等の悩みや自立支援に対応するための専門相談員を設置しオンブッドと連携をとりながら、相談業務の充実を図っている。

○ 平成17年度における予算額・従事する職員数

- * 予算額（半年分：10月1日合併のため）
報酬費外 2,014千円
- * 従事者数 男女平等オンブッド 2名
専門相談員 1名

○ 取組による効果、参考データ等

個人の相談や苦情を整理分析することにより、市の施策にまで高めることが、相談者自身の社会を変える仕組みを活用する力の創出（エンパワーメント）を支援できた。（『地方における女性のチャレンジ支援策の実施状況調査』より）

16年度の実績（専門相談員実績を含む。）

相談件数	222件	
自己発意	2件	〔DV被害者への自立支援として、市営住宅申し込み手続きについてわかりやすいフローチャートを作成等〕
意見表明	8件	〔事業所における男女共同参画を推進するため、講演会や研修などの啓発、支援、誘導する市の具体的施策の創出について意見表明等〕

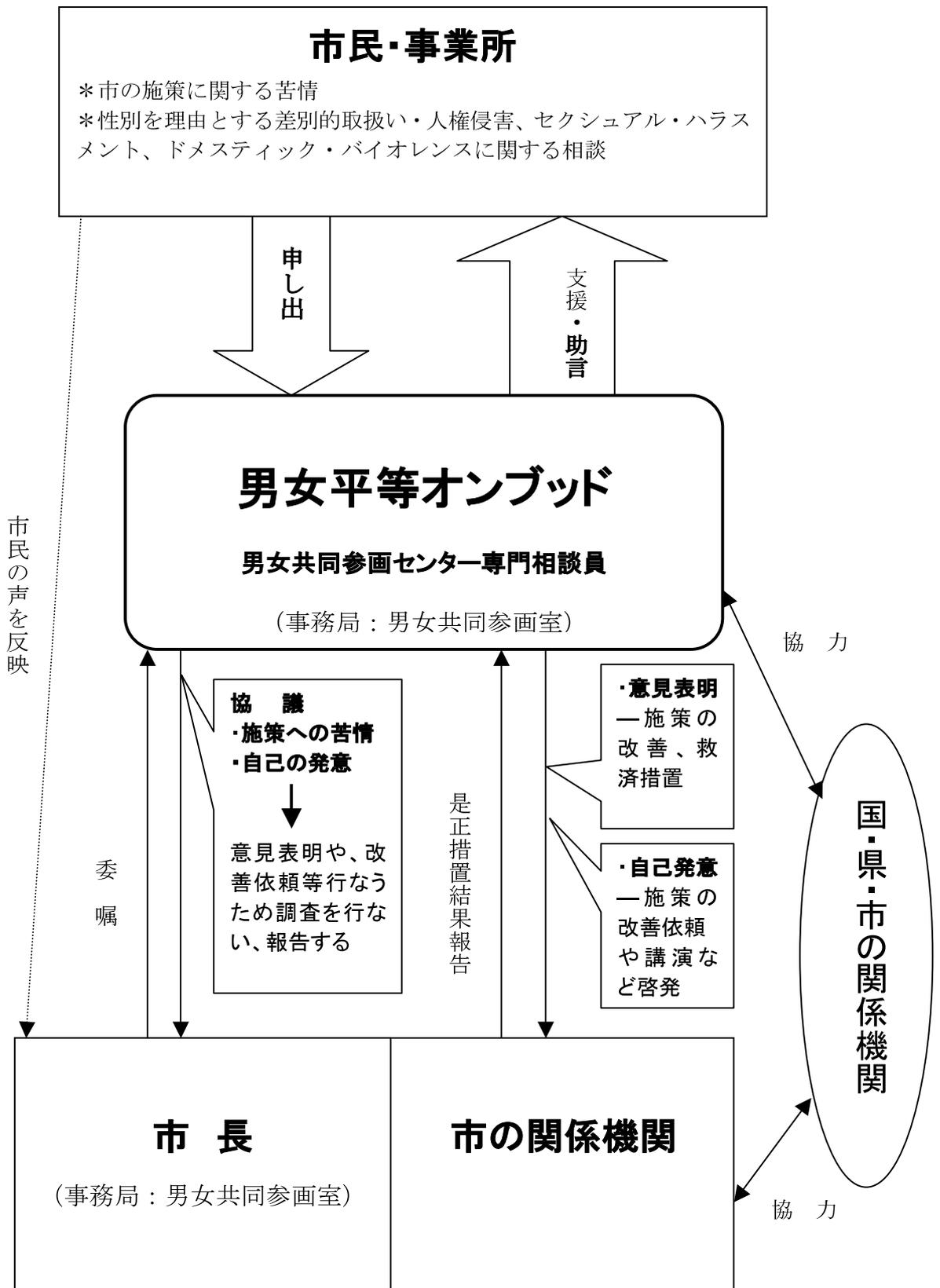
○ 今後の課題・方向性

平成14年度よりオンブッドが誕生し、職員研修・市長への提言書提出、法律相談などなされてきたが、まだまだ、市民に周知されていないのが現状である。今後積極的に事業所・地域等に出向き講座をしたり、広報、CATVなどメディアを活用して市民に深く浸透させながら、オンブッド設置制度を充実させていきたい。

○ その他特記事項

10月1日今立町と合併して越前市になりました。

武生(越前)市男女平等オンブッド業務図



かすや地区女性ホットライン設置（女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり）

福岡県古賀市市民部人権・同和政策課（男女共同参画係）

（H17.4.1 現在人口 56,332人）

TEL 092-942-1128

FAX 092-942-3758

メールアドレス jinken@city.koga.fukuoka.jp

ホームページ <http://www.city.koga.fukuoka.jp/>

○ 目的・概要

女性に対する暴力を根絶するための基盤づくりに向けて、平成15年4月に広域で電話による相談体制を共同設置し、被害を受けた女性の救済の一助としている。

古賀市では、平成11年10月に、男女共同参画社会の実現に向けて市の行動計画策定のため、男女共同参画社会に関する市民意識調査を実施した。この調査で、社会問題として取り上げ始めた配偶者等からの暴力を受けた経験について尋ねたところ、言葉による暴力を含め、およそ5人に1人の女性が暴力を受けたことがあると答えている。

平成13年12月に配偶者暴力防止法が施行されたことを受け、先進の“ちくし女性ホットライン”に倣って、相談業務をNPO法人に委託し、平成14年4月に“こが女性ホットライン”を単独で設置したが、相談件数が少なく、糟屋郡7町に呼びかけ、翌年度に“かすや地区女性ホットライン”を共同設置し、地区の住民が毎日相談できる体制になっている。

○ 特徴

- 1) 広域で相談体制の共同設置をし、相談日は年末年始・祝日以外毎日の午前10時～午後5時で実施している。
- 2) 相談業務の委託契約をすることにより、男女共同参画社会の実現に取り組むNPO法人の活動を支援している。
- 3) 女性への暴力に対する相談を対象に設置したが、相談内容は夫婦関係が最も多く、次いでDV、こどもに関することと続いている。夫婦関係の中には背後にDV問題が潜んでいる可能性のもの、相談者がDVと認識していないものも含まれているようだ。

相談件数は、相談内容をDV、セクハラ、児童虐待、夫婦関係、就労関係、その他に分類し翌月に報告される。その他の内容は、親子・近隣等の人間関係、金銭問題、性暴力、生き方、性に対する悩みや身に覚えのない請求・メディアに対する苦情等である。

○ 実施にあたって留意・工夫した点

古賀市単独の事業では、相談日が週1日だったこともあり相談件数が予想より随分少なく、周りから遺憾に思われた。誰にも相談できずに一人で悩む市民に、より行き届いた救済支援となるように相談日を増やし、相談しやすい環境をつくる必要性を感じていたところ、業務委託先の指導・斡旋もあり、近隣自治体首長に相談体制への加入について市長自ら働きかけ、糟屋地区1市7町の主管課の協議によって共同設置が実現した。このとき、糟屋郡に合わせ、古賀市でも主管課が保健福祉部が変わった。（現在は、母子福祉担当の家庭支援室）広域で共同設置したことにより、毎日利用できるようになり相談者にとって利用しやすいものとなっている。また、古賀市も、単独設置より幾分安価で事業が実施できている。

相談体制のPRを各自治体で行い、初年度より相談件数が増えている。また、各自治体主管課及び相談業務委託先と連絡会議を持って、よりよい体制づくりを進めている。

○ 平成17年度における予算額・従事する職員数

予算：かすや地区女性ホットライン業務委託 824千円

○ 取組による効果、参考データ等

“かすや地区女性ホットライン”の相談件数の推移

	14年度	15年度	16年度
古賀市	15	41	61
地域外	9	22	59 (4)
地域不明	3	55 (3)	60
A 町		6	17
B 町		5	33 (1)
C 町		8	23
D 町		7	11
E 町		1	8
F 町		17	28
G 町		25	59
計	27	187 (3)	359 (5)
古賀市の業務委託料(決算)	888,000円	800,000円	800,100円

- ・14年度は“こが女性ホットライン”
- ・()は内数で面接による相談

この種の事業は、効果の程度を件数により評価する一般的な方法は適当でないとする。いろいろな相談体制があることが相談しやすい環境であり、特に、人に知られたくないという心理状態にある相談者にとって、電話による相談体制は欠くことができない被害者の救済支援であると考えている。

○ 今後の課題・方向性

3年間の取組結果を踏まえ、相談業務委託内容に関する共同体での検討及び委託先との協議が必要である。

- 1) 遠方に事務所があるため、面談による相談が機能していない。
- 2) 地域外の利用・対応が多い。
- 3) 同行訪問等のサポート体制を委託業務に加える事が望ましい。
- 4) シェルター機能を持つなど、緊急時の対応が必要ではないか。
- 5) 委託料が高い。(1人当たり13,000円/回強の委託料は適当か。どの程度の支援をどれ位してもらっているのか詳細な報告が必要。)
- 6) 行政とのケースに関する情報交換、連携が未だ不十分である。

○ その他特記事項

委託料の負担割合を均等割から人口割を加え、1市7町すべてが平成17年度も契約更新できるようにした。

ちくし女性ホットライン

福岡県筑紫野市人権環境政策部男女共同参画推進課

(H17.4.1 現在人口 96,904人)

TEL 092-918-1311

FAX 092-923-0416

メールアドレス

danjo@city.chikushino.fukuoka.jp

ホームページ

<http://www.city.chikushino.fukuoka.jp/manabu/danjo/kakushu-soudan.jsp>

○ 目的・概要

ドメスティック・バイオレンス等に悩む女性を対象とした電話相談

[相談時間]

毎週月曜日～金曜日 午前10時～午後5時（祝日、年末年始を除く）

○ 特徴

ドメスティック・バイオレンス等に悩む女性の権利の擁護に取り組んでいるNPO法人へ協働事業として委託。

NPO法人への電話相談業務委託については、筑紫地区4市1町（春日市、大野城市、太宰府市、那珂川町、筑紫野市）の共同事業として位置づけているので、業務委託料も、各市町5分の1となっている。共同委託することによって各市町は少ない負担で住民に身近な相談窓口の設置ができる。

○ 実施にあたって留意・工夫した点

春日市では、平成12年4月から単独で週1回の電話相談をNPO法人に委託し、開設していた。

筑紫野市では、平成13年に女性センター開設に伴い相談事業について検討していたが、年数回実施されている筑紫地区4市1町の男女共同参画担当者会議において春日市の電話相談事業について議題が上がった。筑紫地区では従来から地域の結びつきが強く、いろいろな分野で連携して事業を行うことが多かったが、電話相談事業についても共同で行おうということになった。結局、筑紫野市に太宰府市、那珂川町が加わり、平成13年4月には3市1町共同による電話相談事業が始まった。平成14年4月からは、大野城市も加わり、現在に至っている。担当者会議のうち1回は委託先NPO法人も加わり、当該電話相談事業についての課題等について協議し連携を図っている。

電話相談の業務委託先については、ドメスティック・バイオレンスの相談に対しての専門的知識・経験があり、かつ在住の外国人を含めた女性と子どもの人権擁護と自立を支援するNPO法人に委託している。

実施にあたって、ドメスティック・バイオレンスの根絶は、男女共同参画社会を実現していく上で解決すべき重要な課題であるという共通認識のもと、各市町連携を取り、予算の確保をおこなった。

○ 平成17年度における予算額・従事する職員数

平成17年度予算額 888,000円（4市1町総額4,440,000円）

各市町とも特に専門に従事する職員については、配置していない。

○ 取組による効果、参考データ等

電話相談件数（4市1町、地域不明、その他の地域を含む）

平成13年度 322件（うち筑紫野市78件）

平成14年度 425件（うち筑紫野市88件）

平成15年度 508件（うち筑紫野市89件）

平成16年度 458件（うち筑紫野市91件）

○ 今後の課題・方向性

- ・ 現在、電話相談の開設時間が平日の10時～17時までとなっているが、働いている方にも利用していただくため、週に一度の延長や休日の開設等などの必要性の検討。
- ・ 業務委託しているNPOとの定期的な情報交換。
- ・ 電話相談した後、必要に応じて面接相談を行うが、そのときの関係機関との連携強化。